

## 秩父市文化財保存活用地域計画（案）に関するパブリックコメント・回答一覧

※当計画につきましては、今後、文化庁及び関係省庁との協議が控えており、協議の状況によっては、御意見を反映できない場合もございますので御了承くださいますようお願いいたします。

No.	頁	行	要旨	ご意見の概要	秩父市の考え方	対応方針について
1	52	9	第6章 1-1 2)所管施設の整備 文化財の保存・活用について（民俗資料）	教育委員会が所管する資料館4館は、それぞれが合併前に設立された経緯もあり、各事業が必ずしも足並みがそろわないという点はやむをえぬ面がある。その調整は今後の課題であるが、資料館にとって今必要なことは所蔵資料の適正な保管・管理である。現況を再点検の上、問題があれば修復を行うなど適切な措置をとり、よりよい環境の構築が望まれる。	各資料館の所蔵資料の適切な保存・管理については、当課において特に重要な事柄であると捉えており、通常時は資料館職員が資料の確認を行い、災害時には当課の職員が資料館にて被害状況の確認などを行っております。今後も計画的な点検を行い、修復等必要な措置を施してまいります。	計画（案）のとおりとします。
2	52	9	第6章 1-1 2)所管施設の整備 文化財の保存・活用について（民俗資料）	資料の活用について、旧秩父市立民俗博物館の所蔵資料には、衣食住・生産生業・人生儀礼・社会生活・信仰をはじめ、先人の暮らしを伝える多くの貴重な資料がある。これらは美術・工芸品等に比べてあまり目立たないが、秩父地域の日常生活を示す価値ある資料であり、新たに収集したくても今では不可能なものも含まれている。仮に、各館の資料評価が行われるとすれば、秩父市が所蔵する民俗資料は上位に位置づけられるのではないかと思う。	ご指摘のとおり、旧秩父市立民俗博物館の所蔵資料は、秩父市の歴史文化を伝える貴重な資料でありながら、現在は公開ができていない状況となっております。この課題については、p55にて課題K-5として記載しており、それに対する措置としてp60に「秩父市デジタルミュージアム（仮）」事業を掲載しております。この事業において、現在公開することができていない所蔵資料もインターネット上で公開し、活用を図ります。	計画（案）のとおりとします。

3	53	9	第6章 1-2 3)学校教育・生涯学習 での活用 文化財の保存・活用について（民俗資料）	今どきハコモノの建設は現実的でないが、それに代わる方法を模索できないだろうか？ハードが無理ならばソフト面でカバーし、一般はもとより学校教育や生涯学習での有効な活用が図られるべきである。	ご指摘いただいた内容につきましては、p55にて課題K-4,K-5として挙げており、それに対する措置としてp60に「秩父市デジタルミュージアム（仮）」事業を掲載しております。この事業で各資料館の所蔵資料の公開を行うことで、一般の方の閲覧・検索はもちろん、学校教育、生涯学習の場で活用できるような仕組みを構築することを目指します。	計画（案）のとおりとします。
4	35	15	第2章 1-1 1) 建造物 秩父神社について	「元亀元年（1570）に武田晴信の兵火により・・・」と記載されているが、妙見宮縁起には永禄12年7月と記載されており、本計画案p30にも記載されております。訂正した方が良いかと思えます。	ご指摘いただいた内容につきましては、修正を行います。	p35の該当部分を「永禄12年（1569）」に修正します。
5	85	21	第7章 7-2 笠鉾・屋台文化 神明社川瀬祭について	ストーリーの中で「神明社川瀬祭で曳行される笠鉾は、人口減少の副産物ではあるが」と記載されておりますが、p86番号8には「電線架設により笠を立てなくなった。」と記載されており、こちらが正しいのではないのでしょうか。	ご指摘いただいた内容につきましては、電線架設や人口減少等の影響で、現在の形式をとっていますので、その旨を踏まえて修正を行います。	ストーリー文を「…電線架設や人口減少等の影響により、…」と修正します。

6	53	1	第6章 1-2 1) 無形の民俗文化財の公開 民俗文化財について	神楽・獅子舞・歌舞伎・各種祭などの映像がいつでも閲覧出来るようになればよろしいのですが。	ご指摘いただいた内容につきましては、p53に掲載した「民俗文化財調査事業」の記録保存の一環として、映像記録の作成を検討しております。また、p60に掲載した「秩父市デジタルミュージアム（仮）」事業にて、写真だけでなく映像記録の公開も検討してまいります。	計画（案）のとおりとします。
7	10	図3	序章 5 図3 当計画で対象とする「文化財」について	ジオパーク運営委員会でも指摘したが、(河成)段丘は、(河岸)段丘が良いのではないか。「環境共生研究第9号」（2016）には『ところで、秩父市街地は荒川の河岸段丘上に位置し』と記述があり、中学校では、以前から現在でも「河岸段丘」で指導している	ご指摘のとおり、「河岸段丘」とも言いますが、成因が河川的作用であることが明確な場合は河成段丘というのが適当であるため、当計画ではジオパーク秩父との整合性を図り、「河成段丘」を使用いたします。	計画（案）のとおりとします。
8	10	図3	序章 5 図3 当計画で対象とする「文化財」について	「歴史」があってもよいのでは。「歴史」は科学で、「伝説」は風評である。	図3では例として様々なキーワードを挙げています。ご指摘のとおり、「歴史」も地域の人々が守り伝えたいと考えるものに含まれますので、関連する具体的なキーワードを追記いたします。	図3のうち、「地域の人々が守り伝えたいと考えるもの」に追記します。
9	10	図3	序章 5 図3 当計画で対象とする「文化財」について	この全体像が、ユネスコ世界ジオパークの理想と一致する。現在の日本ジオパークの範疇では山、川、鉱物など狭い範疇でアピールしている。「ユネスコ世界」が求めるイメージだと秩父の文化財全般が該当する。	ご指摘いただいた内容につきましては、秩父まるごとジオパーク推進協議会とも共有します。	計画（案）のとおりとします。

10	30	7	第1章 3-3 中世 丹党中村氏について	「10世紀末から秩父地域に勢力を伸ばしてきたのは秩父平氏一族で、」に修正すべき。中村が、即秩父市とするのは如何なものか。「中村太郎を名乗ったから」では、下中村の可能性もある。下中村は丹党の系図(横瀬町歴史資料館)で記述されるし、小鹿野町の名倉地区にも残っているふしがある。	ご指摘いただいた内容につきまして、秩父平氏と丹党中村氏の記述を修正します。	秩父平氏と丹党中村氏についての記述を修正します。
11	30	13	第1章 3-3 中世 秩父平氏について	「その子武基の時に秩父市下吉田に」と全面的に書き直す方が良い。秩父平氏二代目の武基の時から下吉田に移ったとするのが、現状では一般的になっている。はじめ取方から牧林(小暮)に移って小暮城に住んだ。	ご指摘のとおり、二代目の武基の時に秩父牧別当を兼ねたとされていますが、「秩父氏館跡」とする地に居館したのはその子の武綱であると伝えられています。	武基に関する記述を追記します。
12	30	13	第1章 3-3 中世 県指定旧跡「秩父氏館跡」について	聖地公園の「江戸太郎の墓」にも記述があるが、1114年は、秩父重継が江戸に進出した年。その時点では、下吉田の鶴窪城が既に出来ていて本貫地だった。「秩父氏館跡」は昭和36年に、県の史跡から旧跡に格下げされた。900年になる2013年の市議会に、秩父平氏の研究と見直しをするように請願をして「趣旨採択」になっているのに、なぜ教育委員会は取り組まないのか。このままでは、江戸、河越、豊島、葛西、村上、渋谷などを創っていった秩父平氏の本拠地が無いことになることを知るべきである。発掘を含めて至急、是正を願いたい。	ご指摘いただいた秩父氏に関する調査は、p51の掲載した措置C-2「文化財調査・指定事業」の中で現在も継続的に取り組んでいます。また、発掘につきましては、市議会で時期や場所などが困難であるため趣旨採択としたため、実施することは検討していません。	計画(案)のとおりとします。

13	30	28	第1章 3-3 中世 「秩父に逃げ込んで最 後を遂げた伝説が残っ ている。」の表現につ いて	「最期」の間違いで無いか。伝説を文化財で述べられては 困る。史実として証明できなければ、保存の対象にならない のではないか。この件については秩父では多くの研究者がお り、シンポジウムも沢山開かれている。史実として認定でき なければ、今後取り扱わないのが正しいと思う。	ご指摘いただいた表現につきましては、修正 を行います。また、「伝説」については、 p10の図3にて「地域の人々が守り伝えたいと 考えるもの」の一つの例として位置付けてお り、当計画で対象とする文化財に該当すると 考えます。	P30の該当部分を 「…秩父に逃げ込 んだ伝説が…」に 修正します。
14	33	32 ～ 35	第1章 3-6 現代における主要な文 化財及び関連施設につ いて	秩父と吉田の関連施設がない。歴史資料館も博物館もない。 荒川や大滝があると答える方がいるが、荒川は荒川の歴史で あり、大滝は大滝の歴史を伝える。観光客が来ても、秩父の 歴史や文化が語れない。学習してもらえない。系統的に知っ てもらおうという発想がそもそも欠如しているのではないか。	ご指摘いただいた内容につきましては、p53 の活用の課題2)にて記載しており、課題の 一つだと認識しております。それに対する措 置としてp59に「市内資料館集約化構想 (仮)」事業を記載しており、各地域の歴史 を広く伝えられるように検討してまいりま す。	計画(案)のとおり とします。
15	34	-	第2章 秩父市の文化 財の概要と特徴 全体について	総合博物館を建設すべき。ユニクスの裏に、10000㎡程 度の広さで。この報告書の内容ならば、十分に大学の卒業論 文に耐えるし、日常的に来秩する観光客の期待に十分応えら れる。当然、目を合わせて説明することで秩父を好きになっ てもらえる。高度なガイドも育成すべき。	上記の考え方と同様に「市内資料館集約化構 想(仮)」事業にて検討してまいります。ガ イドの育成については、p61に記載している 「文化財公開環境整備事業」の中で秩父地域 おもてなし観光公社・案内人倶楽部と連携し て取り組みます。	計画(案)のとおり とします。

16	34	-	第2章 秩父市の文化財の概要と特徴全体について	秩父から出た国宝があるのに、秩父に返してもらえない。万全な保護施設がないから。まず、国宝の備前長船景光の三振りの刀剣。元々長刀、短刀は秩父神社に奉納された。県が買い戻したが、秩父に返してもらえない。御物になった一本も、秩父宮との関係で可能かも知れない。国立博物館等には、秩父から発掘された文化財が多数保存されていると思う。	計画本文と関連性がないため、別途検討いたします。	計画（案）のとおりとします。
17	44	-	第3章 3. 荒川水系と河成段丘について	義務教育では河岸段丘。入試では間違っていると不合格につながる。責任がとれない。	No.7と同じ	計画（案）のとおりとします。
18	46	-	第4章 秩父市の文化財の将来像について	市町村合併前の荒川、大滝、吉田で指定されていた文化財は秩父市の規定で見直し、再指定の検討を行って欲しい。地域の文化財も樹木等も十分検討がなされたとは思えない。案内看板も、旧自治体のものが存在する。	ご指摘いただいた内容につきましては、p51に記載した「文化財調査・指定事業」において、参考にさせていただきます。案内看板の更新については、p60に記載した「説明板等整備事業」において、修繕や新規設置を行います。	計画（案）のとおりとします。

19	53	10	第6章 1-2 3)学校教育・生涯学習での活用について	バーチャルでなく実物で教育を行う。バーチャルで、それも作成した人の感覚や知識で学習したとしても、感動が得られない。それで、郷土の歴史を学び、愛着がわくはずがない。	文化財をひろめるためには、実物を用いた活動と、ICTを活用した活動の両輪を整備することが重要であると考えます。ご指摘いただいた内容も踏まえ、ICTを活用した事業だけでなく、実物を用いた学習機会の創出についても行ってまいります。また、実物資料の中には、教育普及での使用に耐えない脆弱な資料等もございますので、そういった資料の活用として写真や映像等二次資料の活用を検討してまいります。	計画（案）のとおりとします。
20	54	-	第6章 2 文化財の保存・活用に関する方針 H-6について	3年、5年おきに現状把握をしてほしい。「秩父市の文化財」の内容が古い。ネットワークを駆使し、絶えず把握しておくのが望ましい。	ご指摘いただいた内容につきましては、p57に記載した「文化財保護保存事業」の中で、定期的な状況調査を行います。また、教育委員会が発行している「秩父市の文化財」などの刊行物については、p59に記載した「文化財関係冊子刊行頒布事業」にて、計画的な刊行を図るほか、市ホームページにて正誤表や新規指定等文化財の解説リーフレットを閲覧できるようにしています。	計画（案）のとおりとします。
21	54	-	第6章 2 文化財の保存・活用に関する方針 H-6について	吉田棕神社脇にある若宮神社の本殿の傷みが激しい。屋根が施されているが、風雨に耐えられない。保存の方法も考え直すべきだ。彩色の時期では無いか。	ご指摘いただいた内容につきましては、p57に記載した「文化財保護保存事業」の中で、所有者・管理者と協議を行い検討してまいります。	計画（案）のとおりとします。